

「北海道バプテスト研修センター」規約

(設置)

第1条 北海道バプテスト連合（以下「連合」という）規約第19条に基づき北海道バプテスト研修センター（以下「研修センター」という）を設置する。

(名称及び所在地)

第2条 前条の機関の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称 北海道バプテスト研修センター

所在地 研修センター運営委員長の住所に置く。

(目的)

第3条 研修センターは、連合諸教会・伝道所において、教会形成、開拓伝道、社会的・国際的ミッションを担う信徒・牧師の継続的な研修、献身者の掘り起こしと予備的な研修を目的とする。

(事業)

第4条 研修センターは、その目的達成のために下記の事業を行う。

- (1) 信徒セミナー（各地域での集中的な対面式の研修）、
- (2) エクステンション・プログラム（単一ならびに複数教会からの要請に基づく講師の派遣）。
- (3) 無牧師教会サポートプログラム（無牧師教会への総合的な研修支援）
- (4) 連合の様々な研修・教育活動との連携。
- (5) 図書資料の保管・貸出、
- (6) その他

(運営委員)

第5条 研修センターは、連合総会で選任された運営委員3名で運営に当たる。運営委員会は、委員の互選により委員長1名を選任する。委員長は研修センターを代表する。

- 2 運営委員会の議事は出席委員の過半数をもって決定する。
- 3 運営委員の欠員が生じた場合は、速やかに後任者の選出を連合会長に申し出なければならない。
- 4 運営委員会は、必要に応じて協力委員を任命し業務を委託することができる。
- 5 協力委員は、運営委員会に出席し、事業への協力を行う。
- 6 協力委員の任期は、運営委員会が定め、再選を妨げない。

(職員)

第6条 運営委員会は、必要に応じて職員を置くことができる。

- 2 職員の業務内容、任期、勤務条件等は、運営委員会が別に定める。

(運営委員会の職務)

第7条 運営委員会は次の事項を取扱う。

- (1) 研修事業やカリキュラムに関する事項
- (2) 予算の審議及び、決算の承認に関する事項
- (3) 人事に関する事項
- (4) 連合役員会および連合総会への事業報告
- (5) 連合総会へ会計報告を行い、連合監査により監査を受けること
- (6) その他連合総会が委託した事項

(財務)

第8条 研修センターの運営に必要な経費は、受講料、連合からの支援金、寄付献金等をもってまかなう。

(会計年度)

第9条 研修センターの会計年度は4月1日を以って始まり、翌年3月31日を以って終わるが、事業の特質上、予算の独立性と繰り越しが認められるものとする。

(委任)

第10条 この規約に定めるもののほか、図書資料の貸し出し規定や諸経理規定等、必要な事項は、運営委員会が別に定める。

(規約変更)

第11条 この規約の変更は、運営委員会の議決を経て、連合総会の承認を得なければならない。

(設立年月日)

第12条 本研修センターの設立年月日は2010年4月29日とする。

附則

この規約は、2010年4月29日から施行する。

この規約の変更は2011年4月29日より施行する。

この規約の変更は2014年4月29日より施行する。

この規約の変更は2022年6月7日より施行する。